

専決処分した事件の報告について

破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百六十二条第一項第一号イによる否認権の行使について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十九年二月二十一日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 甲と乙は、破産者の乙に対する弁済が、破産法第六十二条第一項第一号イの弁済に該当することを相互に確認する。
- (二) 乙は、甲に対し、前号の弁済につき金三十六万八千六百九十一円の支払義務があることを認める。
- (三) 乙は、甲に対し、前号の金員を平成二十八年十二月二十八日までに支払う。
- (四) 甲と乙は、本件に関し、本確認合意書に定めるほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

二 事案の概要

- (一) 当事者 甲 破産者破産管財人弁護士

乙 江戸川区

(二) 事案の経過

乙は、被保護者に対して平成二十七年七月十日付け、同年八月二十五日付け及び平成二十八年二月十八日付けで生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条に基づく保護費の返還を、並びに平成二十七年八月二十七日付けで同法第二十四条第九項に基づく保護の変更による保護費の返還を求め、当該被保護者は、平成二十七年七月十四日、同年九月三日及び平成二十八年二月十九日にそれぞれ弁済（以下併せて「本件弁済」という。）を行った。その後、平成二十八年八月三十一日付けで当該被保護者についての破産手続開始決定がなされ、甲から江戸川区福祉事務所長に対し、本件弁済が破産法第六十二条第一項第一号イに基づく否認権の行使の対象に当たるとして、本件弁済の返還を求める請求があったため、否認権の行使に代わる和解を行うもの

三 専決処分日 平成二十八年十月十八日（同年十一月四日和解）